○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（同二三六）　二四三
○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の規定に基づき同条第一項の規定による満了日の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年十二月三十一日まで延長する措置を指定する件（同二三七）　二四三
○日本薬局方の一部を改正する件（同二三八）　二四四
○国立感染症研究所製品交付規程の一部を改正する件（同二三九）　二四五
○鉱工業品及びその加工技術並びに電磁的記録に係る日本産業規格への適合性に関する認証の業務に従事する者の講習を定める件の一部を改正する件（**厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**一）　二四六
○粗糖の平均輸入価格等を定めた件（**農林水産**一二七六）　二四六
○うなぎ養殖業につき、その許可をすべき水産動植物の総量等及び許可を申請すべき期間を定める件（同一二七七）　二四七
○動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件（同一二七八）　二四八
○動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量の一部を改正する件（同一二七九）　二四八
○火薬類の容器包装の基準を定める告示の一部を改正する告示（**経済産業**九五）　二四九
○経済産業省組織令の一部を改正する政令及び経済産業省組織規則等の一部を改正する省令の施行に伴う経済産業省関係告示の整理に関する告示（同九六）　二四九

〔**資　料**〕

国庫歳入歳出状況（令和五年度令和六年四月分）、（令和六年度令和六年四月分）（財務省）　二五二

## 本号で公布された法令のあらまし

**◇排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第二条第二号の海域を定める政令の一部を改正する政令**（政令第二三〇号）（内閣府本府）

1　排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七四号）第二条第二号の海域として小笠原海台の周辺の海域を定めるものとした。（本則関係）

2　この政令は、令和六年七月二〇日から施行することとした。

**◇内閣官房組織令の一部を改正する政令**（政令第二三一号）（内閣官房）

1　内閣審議官の定数を七八人とすることとした。（第六条第三項関係）

2　内閣参事官の定数を一一二人とすることとした。（第八条第三項関係）

3　内閣審議官のうち四人及び内閣参事官のうち四人の存置期限を令和七年三月三一日までとすることとした。（附則第二項及び第四項関係）

4　この政令は、令和六年七月一日から施行することとした。

**◇金融庁組織令の一部を改正する政令**（政令第二三二号）（金融庁）

1　総合政策局に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第七条関係）

2　監督局総務課及び監督局証券課の所掌事務を変更することとした。（第一九条及び第二三条関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　その他関係政令について、所要の規定の整備を行うこととした。

5　この政令は、令和六年七月一日から施行することとした。

**◇総務省組織令の一部を改正する政令**（政令第二三三号）（総務省）

1　総務省本省に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第一二〇条関係）

2　この政令は、令和六年七月五日から施行することとした。

**◇外務省組織令の一部を改正する政令**（政令第二三四号）（外務省）

1　総合外交政策局に新たに安全保障協力課を置き、その職務を定めることとした。（第四条、第二九条及び第三一条の二関係）

2　国際協力局に開発協力総括官を置き、国際協力局政策課の所掌事務について所要の改正を行うこととした。（第六八条、第六九条、第七〇及び第七七条の三関係）

3　国際情報官四人のうち、一人を廃止し、国際情報官三人とすることとした。（第八九条関係）

4　この政令は、令和六年八月一日から施行することとした。ただし、第八九条第一項の改正規定は、同年七月一日から施行することとした。

**◇経済産業省組織令及び産業構造審議会令の一部を改正する政令**（政令第二三五号）

経済産業省組織令の一部改正

1　大臣官房の所掌事務を変更するとともに、課の再編整理等を行うこととした。（第三条及び第一章第二節第三款第一目関係）

2　経済産業政策局の所掌事務を変更するとともに、課の再編整理を行うこととした。（第四条及び第一章第二節第三款第二目関係）

3　通商政策局の所掌事務を変更するとともに、課の再編整理等を行うこととした。（第五条及び第一章第二節第三款第三目関係）

4　貿易経済協力局を貿易経済安全保障局に改組することとした。（第六条及び第一章第二節第三款第四目関係）

5　産業技術環境局をイノベーション・環境局に改組することとした。（第七条及び第一章第二節第三款第五目関係）

6　製造産業局の所掌事務を変更するとともに、課の再編整理を行うこととした。（第八条及び第一章第二節第三款第六目関係）

7　商務情報政策局の所掌事務を変更するとともに、課の再編整理を行うこととした。（第九条及び第一章第二節第三款第七目関係）

8　大臣官房に脱炭素成長型経済構造移行推進審議官を置くこととした。（第一二条関係）

9　資源エネルギー庁資源・燃料部の所掌事務を変更するとともに、課の再編整理を行うこととした。（第一〇八条及び第二章第一節第二款第二目関係）